

## 人員基準質問兼告知書

以下の事項について相違ありません。

法人の所在地：

法人の名称：

代表者の職・氏名：

チェック項目	チェック欄
事業所の利用定員は何人ですか。（右のチェック欄に定員数を記入してください。）⇒	人
管理者は専ら職務に従事する常勤の者ですか。	<input type="checkbox"/>
生活相談員の勤務している時間の合計は、サービス提供時間数（*1）以上となっていますか（専ら当該サービスの提供にあたる者に限る）。	<input type="checkbox"/>
（*1）事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻	
生活相談員は社会福祉主事任用資格を有する者・社会福祉士・精神保健福祉士又はこれと同等以上の能力を有する者（*2）ですか。	<input type="checkbox"/>
（*2）①介護福祉士、②介護支援専門員、③在宅介護支援センター及び地域包括支援センターで高齢者の相談業務に2年以上従事した者	
<p>【利用定員が11人以上の事業所の場合】</p> <p>専ら当該サービスの提供に当たる看護職員（看護師又は准看護師）を1以上配置していますか。（*3）</p> <p>（*3）提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携（※）を図る必要がある。</p> <p>また、次に該当する場合、人員欠如減算になるので留意。</p> <p>【人員欠如減算になる場合】</p> <p>（サービス提供日に配置された延べ人数）÷（サービス提供日数）&lt; 1</p> <p>なお、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携（※）を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。</p> <p>※「密接かつ適切な連携」とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することをいいます。</p>	<input type="checkbox"/>

機能訓練指導員を1以上配置していますか。	<input type="checkbox"/>
機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（*4）の資格を有する者ですか。	<input type="checkbox"/>
（*4）はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。	
【利用定員が16人以上の事業所の場合】 介護職員は次の計算式以上配置されていますか。（専ら当該サービスの提供にあたる者に限る。） <計算式> 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝(利用者数－15)÷5＋1)×平均提供時間数 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数	<input type="checkbox"/>
【利用定員が15人以下の事業所の場合】 介護職員の勤務している時間の合計は、サービス提供時間数以上となっていますか。（専ら当該サービスの提供にあたる者に限る。） <計算式> 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数	<input type="checkbox"/>
【利用定員が11人以上の事業所の場合】 生活相談員又は介護職員のうち1以上は常勤ですか。	<input type="checkbox"/>
【利用定員が10人以下の事業所の場合】 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1以上は常勤ですか。	<input type="checkbox"/>
【利用定員が11人以上の事業所の場合】 サービスの単位ごとに、介護職員を常時1人以上当該サービスに従事させていますか。	<input type="checkbox"/>
【利用定員が10人以下の事業所の場合】 サービスの単位ごとに、看護職員又は介護職員を常時1人以上当該サービスに従事させていますか。	<input type="checkbox"/>

別途、「留意事項」も必ず確認してください。